

経済産業省 令和3年度補正予算
経済連携協定関連ツール開発実証事業

「FTA活用のための原産地証明デジタルツール実証事業」実施報告

工作機械業界

日本工作機械工業会
岡本工作機械製作所 山田 哲也 様



業界単位の 先進的な取組



工作機械業界とEPA

あらゆる機械やその部品、金型等は工作機械によって作られるため、工作機械はマザーマシンとも呼ばれており、全てのものづくりを支える存在として各国において戦略的基幹産業の位置づけとなっています。また、日本の工作機械受注は外需比率が高く、2022年は65.7%でした。海外生産もありますが国内生産して輸出するケースが多いそうです。

特にEUやアセアンでのEPA活用が進んでいるとのことですが、その一方で原産資格調査においては取引先への調査依頼を現場担当者同士でやりきり、その業務品質や社内としての課題把握には踏み込んでいないと伺っております。

今回、日本工作機械工業会様（以下、日工会）国際委員会の委員長企業である岡本工作機械製作所の山田様にお話を伺いました。同社には、過去EPAを利用した案件情報をご提供いただき、工作機械業界のEPA業界マニュアル作成や会員企業に向けたEPA基礎セミナーにおける事例として活用させていただきました。



完成品のEPA活用は進むも、 社内完結しない調査は進まず

原産資格調査は、原産品の判定基準をクリアしない場合や製品をサプライヤーから購入している場合において、サプライヤーに調査を依頼する必要があります。しかし、EPAのルールが難解かつ煩雑であるため依頼側も説明が難しく、サプライヤーからの理解と協力をいただけずに社内完結する調査に留まっている状況です。

山田様：

アンケート結果をしてみると、EPA活用が進んでいない状況が以下のように見えてきました。

- 完成品に対するEPA利用が9割。保守部品（スペアパーツ）へのEPA利用は進んでいない。
- 調査1件につきサプライヤーへの依頼件数は1～5件という方が約4割。
- サプライヤーへ依頼しても、なかなか協力が得られにくい。

よくあるケースを事例に理解を深める

実証事業期間中は、日工会様の会員企業に向けたEPA基礎セミナーを実施させていただきました。**EPA基礎知識について平面研削盤を事例として工作機械の特徴を交えた説明**を行い、判定基準をクリアしない場合における追加調査では、フレーム等の外注加工に出す製品の例を挙げて追加調査への取り組みやすさを紹介しました。

また、工作機械業界向けのマニュアル作成では、**利用の多い日EU協定を事例に解説**をしており、具体的には、関税削減を行うことによる効果として「EU現地メーカーとの価格差を縮めること」という記載の仕方や、工作機械の日EU協定でよく発生し得る「除外規定」について原産地規則の読み方や書類作成のサンプルも記載しています。



工作機械の例

EPA活用 関税0円で現地メーカーと互角に対抗！！

平素研削盤を製造、販売するABC工作機械株式会社は、ドイツへ輸出する平素研削盤について、昨今ヨーロッパの現地メーカーとの価格競争が激しい状況にあります。そこで、EPAを活用することで、もともと現地でかかる関税率1.7%が0%になり自国と同等の170万円の競争力を確保することができました。これにより、現地メーカーの輸入コストを削減、現地メーカーとの価格競争においても価格競争を互角に対抗できると、販売量を拡大しています。

他のアジア諸国との価格競争でも、EPAを活用することで日本メーカーが有利になりました。

関税削減による効果

輸入者は170万円の輸入コスト（関税）を節約できるため、日本メーカーからの購入も機材の土台に優る。

輸入価格：1億円
販売価格：1億円
現地メーカー（EPA利用）（EPA未利用）

日本からの輸出時
（4年以内の関税率が適用）
支払うべき関税率：0%
支払うべき関税額：0円

日本からの輸出時
（4年以内の関税率が適用）
支払うべき関税率：1.7%
支払うべき関税額：170万円

販売量UP 販売量UP 価格競争力UP 販路拡大

日本の工作機械は品質が高く、コストも抑えられているから、日本の製品を買おう！

※上記の一例は、東京貿易事務所・東京共同トレードコンプライアンスが実施したアンケートに基づき、一部は任意記載したものです。

©2023 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

PHASE 2
原産地規則の適用

STEP1 品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！
CTCの場合

(1) 原産資格調査の権限資料（CTC証明書）への記入・記入6
● FTAに必要事項を記入します

記入6 (2) HSコードを記入します

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別	(4) 原産材料の供給（サプライヤー名）
部分品①	8466.93	○	除外規定該当のため サプライヤー証明書を取得 (XXXX株式会社)
部分品②	8466.93	○	除外規定該当のため サプライヤー証明書を取得 (XXXX株式会社)
部分品③	XXXX	○	
...	...	○	

追加方法

- 日本税関：輸出品目表
(<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>)
- FTA Port: HS LAB
(<https://fta.hs.lab/>)
(検索方法はP44参照)

次ページで、材料のHSコードを調べる際の注意事項、材料のHSコードの桁数について記載しています ▶▶▶

(4) 原産材料の供給（サプライヤー名）
P52で確認し、8466の材料の対応方法は除外規定に該当するため、その場合は対応方法を検討する必要があります。対応方法は、P52を参照してください。

ここでは、部分品のサプライヤーに原産であることの確認（8466.93の部品目録を参照）に基づき、根拠書類作成の上、基準をクリアしていることを確認)を行い、サプライヤー証明書を入手したため、原産材料にわたって適用されます。

(3) 原産・非原産の区別を原産に移す

40 ©2023 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

山田様：

製品によって様々なケースがあることが想定されますが、構成部品や材料が多くユニット単位にまとめることが作業効率化に繋がること、工作機械のベースとなるフレームや鋳物は、完成品の生産者が設計して外注加工に出すパターンが多いことが特徴として挙げられます。

また、アンケート結果で「十分な知識が得られていない」という方が約6割いたので、工作機械に特化したEPAに関する知識拡充がひとつのアプローチになると考えており、工作機械業界向けのEPA業界マニュアルは有効なツールになると思います。

EPA対象品目の拡大に期待

山田様：

今後の展望としては、工作機械のEPA対象品目の拡大が挙げられます。RCEPの中国や韓国では、主要な工作機械であるマシニングセンタ、旋盤、研削盤はEPA対象外となっており、また、一部の協定では原産地規則をクリアすることが難しいため仕入先にサプライヤー証明書を依頼することが多く発生します。そのため、日英協定を理想とした改善・再交渉が望ましいところです。

とはいえ、既存のEPAにおいて活用できる余地もあると思いますので、今回のEPAの課題抽出やマニュアルを活用して、さらなるEPAの活用推進に取り組んでいきたいと思っています。



まとめ

山田様には、EPA活用状況と業界の実態に合った知識拡充の必要性、そのための取組みについてお話いただきました。

工作機械は、自動車のような大量生産型ではなく、カスタマイズされた個別製作が一つの特徴だと思います。アンケートやヒアリングの結果から、その個別の対応の中にEPA業務が紛れ込んで属人的業務となり、企業や業界全体として課題を認識しづらい状況が見えてきました。属人的な業務は不十分かつ不安定な対応となる可能性があり、それによって生じるコンプライアンス違反は輸出入国双方に影響します。

今後、日工会様では業界マニュアルを活用したセミナーの企画を検討していると伺っています。セミナーを通して業界全体へEPAを普及しつつ、個別の課題、企業全体の課題、業界全体の課題を吸収していく取組みが必要と思われます。

解決の方向性として人材育成はもちろんですが、EPA業務は必ずしも担当者個人が手作業で行わなければならないものではありません。属人的業務やその品質確保にお悩みの方は、デジタル対応が可能な作業との切り分けを行い、EPA業務のデジタル化も視野に入れて検討してみてくださいと思います。

EPA業務のデジタル化について詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

原産資格調査をサポートするクラウドシステム「JAFTAS®」

<https://jaftas.jp/jaftasfeature/>

